

【演題】 余生宣告を受けた透析患者の尊厳生を考える

医療法人誠医会 松山医院大分腎臓内科

中津熊 誠

【目的】 末期腎不全患者の腎代替療法選択として高齢化に伴い ACP 導入の重要性が高まっている。今回、初めて末期がんでがん治療と透析継続を希望された患者及び家族へのかかわりを振り返り段階に応じた ACP の重要性が明らかになったのでここに報告する。

【方法】 末期腎不全患者の治療選択において 2020 年当院で「治療行為に関する希望・意思表示・同意書」を作成した。末期がんで ADL や栄養状態も低下していく中で、医師、看護師から本人、市内在住の次男さんに対して 1 ヶ月ごとに ACP を行い、その都度、意思を確認し治療・緩和ケアを実践した。

【結果・考察】 対象者は当院に入院し、透析治療と 1 か月ごとの他病院泌尿器科と連携し経口抗がん剤治療・放射線治療・疼痛コントロールを行った。

入院 1 か月後の受診にて余命 6 ヶ月以内と宣告を受ける。病状の急速な変化に伴い、本人の葛藤もある中、毎月病状の説明と患者の意思決定に変化がないか家族の希望も聞いていった。今回、本人の意思を尊重し家族の理解も得られ、当院で最期を迎えることが出来た。この事例で得られた経験を今後の患者への関わりにつなげていきたい。